

【11 法_選奨規程】

一般社団法人 日本神経回路学会 選奨規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会（以下「本会」という）の定款第 4 条第 1 項第 5 号に基づき、本学会の対象とする領域における学術に関し業績ある者の表彰または奨励（以下選奨と略称する）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選奨の種類)

第 2 条 選奨の種類は、つぎのとおりとする。

- イ 学術賞 (Academic award)
- ロ 論文賞 (Best paper award)
- ハ 優秀研究賞 (Excellent research award)
- ニ 大会奨励賞 (Young presenter award)

(選奨の手続き)

第 3 条 前条のイ、ロ、ハの選奨の候補者を調査選定するため、本会に選考委員会を設ける。ただし調査選定の方法については別紙、【日本神経回路学会学術賞、論文賞および優秀研究賞調査選定の方法】に定める。

2 第 2 条 イ、ロ、ハの選奨の受賞者は、前項の選考委員会の報告に基づき、理事会の議決により決定する。

3 イ、ロ、ハの選奨の賞状等は、全国大会その他適当な機会において贈呈する。

4 第 2 条のニの選奨の候補者を調査選定するため、本会に大会選考委員会を設ける。ただし、調査選定の方法については別紙、【一般社団法人 日本神経回路学会大会奨励賞調査選定の方法】に定める。また、他学会との合同大会等により選考が困難である場合は、ニの選奨を行わないことを妨げない。

5 ニの選奨の受賞者は、前項の大会選考委員会の議決により決定する。

6 ニの賞状等は、全国大会最終日において贈呈する。ただし、他学会との合同大会等により、贈呈日が変更になることを妨げない。

7 イ、ロ、ハ、ニの各賞の贈呈を行なったときは、受賞者の氏名、業績の内容等をなるべく直後に発行する神経回路学会誌に発表する。

(学術賞)

第 4 条 学術賞は、特に優秀な研究論文の公刊によって、長年に亘って神経回路学分野の発展に貢献した研究者に贈呈する。

2 評価の対象となる一連の研究の最新論文は表彰の時期の前年の 12 月までの 10 年間に発表されたものであり、評価対象の論文誌は問わない。また、受賞者は本学会員であることを要する。

【11 法_選奨規程】

3 受賞者は原則として年間 1 名とする。ただし、理事会が必要と認めた場合は、上の定数を越えて選定し、贈呈することができる。

4 学術賞は、同一者に重ねて授賞することはないものとする。

5 学術賞は、楯あるいは記念品、賞状、賞金とする。賞金は 100,000 円(税別)とする。

(論文賞)

第 5 条 論文賞は、"Neural Networks"に発表された論文のうち特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。

2 選定の対象となる論文は表彰の時期の前年の 12 月までの 1 年間に発表されたものであり、かつ著者のうち少なくとも 1 名が本学会員であることを要する。

3 表彰する論文は 1 年ごとに 2 編以内とする。ただし、理事会が必要と認めた場合は、上の定数を越えて選定し、贈呈することができる。

4 表彰する論文が共著の場合は、本学会員である著者を表彰する。

5 論文賞は、同一者に重ねて授賞しても差支えない。

6 論文賞は、賞状、賞金とする。賞状は、本学会員である各著者それぞれに贈るものとし、賞金は、論文 1 編につき 50,000 円(税別)とする。

(優秀研究賞)

第 6 条 優秀研究賞は、電子情報通信学会ニューロコンピューティング研究会に発表された論文のうち、特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。

2 表彰する論文は、原則として毎年 4 編程度とし、特に評価が高いもの 1 件を最優秀研究賞(Outstanding research award)、他を優秀研究賞とする。

3 選定の対象となる論文は表彰の時期の前年の 12 月までの 1 年間に発表されたものであり、かつ著者のうち少なくとも 1 名が本学会員であることを要する。

4 表彰する論文が共著の場合は、本学会員である著者を表彰する。

5 原則として、論文筆頭著者が直近の過去 2 回の選奨において優秀研究賞を受賞している場合は、重ねて優秀研究賞を受賞できない。

6 優秀研究賞は、賞状および賞金とする。賞状は、本学会員である各著者それぞれに贈るものとし、賞金は、最優秀研究賞は 1 件につき 40,000 円(税別)、優秀研究賞は 1 件につき 30,000 円(税別)とする。

(大会奨励賞)

第 7 条 大会奨励賞は、受賞年度の神経回路学会全国大会において優秀な論文を発表した者で、神経情報科学に関連する学問、技術の奨励のため、有為と認められる新進の科学者または技術者に贈呈する。

2 大会奨励賞を受ける者は、次の各号に該当する者から選定する。

【11 法_選奨規程】

- 1) 当該全国大会の開催時において、本学会員であること
 - 2) 講演の時期において 35 才以下であること
 - 3) 当該全国大会に筆頭著者として発表登録を行い、かつ講演を行なった者であること
 - 4) 大会奨励賞を受けたことのないものであること
- 3 全国大会のシンポジウムおよびポスターセッションにおける発表論文は講演論文と同等とみなす。
- 4 大会奨励賞は、毎年約 5 名を選定し、贈呈する。
- 5 大会奨励賞は、賞状および賞金とする。賞金は、1 名につき 10,000 円(税別)とする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、この規程の作成にあたり参考にした任意団体 日本神経回路学会の選奨規程は、令和 4 年9月28日の当該学会の解散をもって廃止する。